

教員養成セミナー10月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第1回◆教育原理①－A

Ⅱ.平成29・30・31年版

学習指導要領の「前文」と「総則」

講師：大西 圭介

テーマ1

前文

テーマ1

学習指導要領とは

ここでの理念とは、
教育基本法第1条（教育の目的）と
第2条（教育の目標）と
社会に開かれた教育課程を指している。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童(生徒)や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

テーマ1 前文

教育は、**教育基本法第1条**の定めるとおり、**人格の完成**を目指し、**平和で民主的な国家及び社会の形成者**として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、**同法第2条**に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

一 幅広い**知識と教養**を身に付け、真理を求める態度を養い、**豊かな情操と道徳心**を培うとともに、**健やかな身体**を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、**勤労を重んずる態度**を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に**社会の形成に参画**し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、**自然を大切に**し、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する**とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

テーマ1

前文

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、**自分のよさや可能性**を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、**多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会**の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

テーマ1

前文

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、**よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る**という理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、**社会に開かれた教育課程**の実現が重要となる。

テーマ1

学習指導要領とは

ここでの理念とは、
教育基本法第1条（教育の目的）と
第2条（教育の目標）と
社会に開かれた教育課程を指している。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童(生徒)や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

テーマ2

総則

テーマ2

総則とは

総則とは、全体に通用する一般的・包括的な規定を意味し、学習指導要領に示される各教科等の共通事項を定めたものを指す。

総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1)基礎的・基本的な**知識及び技能**を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**等を育むとともに、**主体的に学習に取り組む態度**を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の**学習習慣が確立**するよう配慮すること。

総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、**豊かな心**や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として**学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる**道徳性を養うこと**を目標とすること。

総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の**主体的・対話的で深い学び**の実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた**知識及び技能**を活用したり、**思考力、判断力、表現力**等や**学びに向かう力、人間性**等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「**見方・考え方**」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

第3 教育課程の実施と学習評価

(2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に**集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンス**と、個々の児童の**多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング**の双方により、児童の発達を支援すること。あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童が、**自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成**し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、**特別活動**を要として各教科等の特質に応じて、**キャリア教育の充実**を図ること。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、**個別学習やグループ別学習、繰り返し学習**、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。